

国労本部電送No.216	発信日	発信 業務部	責任者	受領者
	2020年3月19日			

<2020春闘>

## 「JR四国」が春闘回答

本日（3/19）JR四国が春闘要求に対して以下の回答を行った。

（回答内容概要）

# ベア 200円

○夏季手当 1.89ヵ月分（前年比同額）

<2.29ヵ月分 ライフプラン含む>

支払日 2020年7月3日以降、準備でき次第

国労は、内容については持ち帰り検討とした。

以上

# 回 答 書

2020年3月19日

J R 四 国

2020年度の新賃金等については、人件費への影響度合いを考慮しつつ、長期的な会社業績の見通しを強く意識しながら検討しました。

まず、今年度については、一昨年の豪雨災害からのリカバリーを目標とした収入の確保に加え、各種効率化や着実な設備投資の実施に社員が積極的に取り組んだ結果として、収入及び利益は計画の達成を見込んでおりました。しかしながら、足元では新型コロナウイルスの感染拡大を端緒とした異例の旅行控えなどを受け、これまでに経験したことのないような大変厳しい状況に置かれています。

更に、次年度についても、人口減少による利用者の減少や、新型コロナウイルスの影響が長引くおそれなどから、先行きは極めて不透明な状況です。こうした状況を乗り切るには、安全の確保を前提としつつ、今一度、全社員が一丸となって前向きに取り組むことが必要です。

また、将来に向けて、四国の基幹的公共輸送機関としての役割を果たし続けていくには、その原動力である社員一人ひとりが持つ能力と意欲を最大限発揮する必要がある、そのためには安定的な人材の確保・定着が極めて重要であると考えています。

この間の社員一人ひとりの安全・安定輸送や収支改善に向けた取り組み、貴組合の諸課題に対する取り組みを最大限考慮するとともに、先行きが極めて不透明な中での社員の努力と貴組合の一層の協力を強く期待して、下記のとおりのお返答とします。

## 記

### 1 初任給調整手当

学校卒業者の勤続1年までの間の支払額を22,000円に引き上げるとともに、その後の支払額及び支払期間を改正する（詳細は別紙1のとおり）。

### 2 新賃金

#### (1) 基本給

##### ア 賃金改善

基本給表に定める金額を一律200円引き上げる。

##### イ 定期昇給

2020年4月1日現在、満55歳未満の社員について、定期昇給を実施し、所定昇給号俸は次表のとおりとする。

	同一等級在級年数		
	0～4年	5～8年	9年～
昇給実施日現在の年齢が49歳以下	4号俸	3号俸	2号俸
昇給実施日現在の年齢が50歳以上54歳以下	3号俸	2号俸	

#### (2) エキスパート社員の基本賃金

保障給を200円引き上げる。

(3) 精算時期

新賃金の精算時期は、2020年6月25日以降準備でき次第とする。

(4) 実施順序

2020年4月1日の昇給等の実施順序については、次のとおりとする。なお、2020年4月分の賃金は、①実施後の基本給により支払う。

- ① 2020年4月1日付の等級の異動の整理
- ② 2020年4月1日の昇給の整理
- ③ 年齢別による保障基本給の整理（4月1日）
- ④ 新基本給への移行（4月1日）

3 夏季手当及び夏季一時金

(1) 夏季手当

基準額は、基準内賃金の1.89箇月分とする。

(2) エキスパート社員の夏季一時金

基礎額は、基本賃金及び高年齢調整手当の合計額の2.29箇月分とする。

(3) パートナー社員（月給・日給適用者）の夏季一時金

ア 基準額

調査期間内の勤務日数	四国地区	大阪地区	看護師	列車乗務員	アテンダント
65日以上120日未満	65,000円	83,000円	88,000円	74,000円	74,000円
120日以上	130,000円	166,000円	176,000円	148,000円	148,000円

(注) 勤務日数とは、調査期間内の所定勤務日における勤務日並びに調整休日、代休、年次有給休暇、保存休暇及び有給休暇の日の合計日数とする。

イ 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に10,000円の加算を行う。

ウ 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に5,000円又は10,000円の減算を行う。

(4) 支払日

夏季手当及び夏季一時金の支払日は、7月3日以降準備でき次第とする。

## 初任給調整手当の一部改正について

2020年3月

J R 四 国

## 1 改正内容

## (1) 学校卒業者

学校区分による支払額を同額とし、次表のとおり改める。

勤続年数	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで	5年を超え 6年まで
支払額	22,000円	20,000円	18,000円	16,000円	14,000円	12,000円
勤続年数	6年を超え 7年まで	7年を超え 8年まで	8年を超え 9年まで	9年を超え 10年まで	10年を超え 11年まで	
支払額	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円	

## (2) 列車乗務員として雇用する契約社員から社員採用された者

初任給調整手当を適用し、支払額は次表のとおりとする。なお、勤続年数の計算及び支払方法等は、学校卒業者の取り扱いと同様とする。

勤続年数	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで	5年を超え 6年まで
支払額	12,000円	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円	2,000円

## 2 実施時期

2020年4月1日から実施する。なお、2019年度までに採用された者については、勤続年数に応じ第1項の支払額を適用する。

## 3 精算時期

2020年6月25日以降準備でき次第とする。